

件名	蛍光灯運搬及び資源化業務委託				
履行場所	蛍光灯選別業務受託者施設 2か所及び本業務委託受託者廃蛍光灯処理施設				
履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで				
種目	「330：廃棄物処理」を第3位以上に登録していること				
	所在地区分 市内、準市内又は市外				
入札参加条件	その他	<p>(1) 単体企業 ①一般廃棄物または産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けたものであること。 ②一日あたりの処理能力が5トン以上の施設の場合は、廃蛍光灯に関する一般廃棄物処理施設の許可を受けていること。なお、一日あたりの処理能力が5トン未満の場合は、一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類）、及び水銀に関する一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業（蒸留又はばい焼）の許可を受けたものであること。 ③蛍光灯の処理に関する実績を有すること。 ④仕様書で定める車両を保有、または用意することができること。 ⑤蛍光灯の運搬に関する業務の受託元請けとしての実績を有すること。 ⑥公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。また、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、過去1か年の間、一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない（又は受けても期間内に納付している）こと。 ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ⑧公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(2) 特定共同企業体 なお、本案件については上記の単体企業のほか、次の要件を満たす分担式方式の特定共同企業体の参加を認めるものとする。 ①構成員の組み合わせは処理業務を分担する構成員と運搬業務を分担する構成員による組み合わせであること。 ②処理業務を分担する構成員は、一日あたりの処理能力が5トン以上の施設の場合は、廃蛍光灯に関する一般廃棄物処理施設の許可を受けていること。なお、一日あたりの処理能力が5トン未満の場合は、一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類）、及び水銀に関する一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業（蒸留又はばい焼）の許可を受けたものであること。 ③処理業務を分担する構成員は、蛍光灯処理に関する実績を有すること。 ④運搬業務を分担する構成員は、一般廃棄物または産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けたものであること。 ⑤運搬業務を分担する構成員は、仕様書で定める車両を保有、または用意することができること。 ⑥運搬業務を分担する構成員は、蛍光灯の運搬にかかる業務の受託元請けとしての実績を有すること。 ⑦すべての構成員は、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。また、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、過去1か年の間、一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない（又は受けても期間内に納付している）こと。 ⑧すべての構成員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ⑨すべての構成員は、公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を受けていないこと。</p>			
		<p>((1) 単体企業 ①公募型入札参加意向申出書 ②廃蛍光灯に関する一般廃棄物処理施設許可証の写し（日量処理能力5トン以上の施設に限る） ③一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業（ガラスくず及び、金属くず及び、廃プラスチック類）の許可証の写し ④一般廃棄物または産業廃棄物の処分業（蒸留又は、ばい焼）の許可証の写し（日量処理能力5トン未満の施設に限る） ⑤一般廃棄物または産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し ⑥車両調達等計画書〔車検証等を添付。予定の場合は、引受証明書等を添付〕 ⑦委託業務経歴書〔契約書の写しを添付〕 ⑧廃蛍光灯処理施設の所在地と運搬手段を示す書類 ⑨蛍光灯の処理・資源化方法を示す書類 ⑩誓約書・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員等を確保の上、必要書類等を提出し、 適正に業務を履行することを誓約するもの。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するもの。</p> <p>(2) 特定共同企業体 ①公募型入札参加意向申出書 ②共同企業体協定書兼委任状（入札参加用） ③処理業務を分担する構成員の廃蛍光灯に関する一般廃棄物処理施設許可証の写し （日量処理能力5トン以上の施設に限る） ④処理業務を分担する構成員の一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業（ガラスくず及び、金属くず及び、廃プラスチック類）の許可証の写し（日量処理能力5トン未満の施設に限る） ⑤処理業務を分担する構成員の一般廃棄物または産業廃棄物の処分業（蒸留又は、ばい焼）の許可証の写し ⑥運搬業務を分担する構成員の一般廃棄物または産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し ⑦車両調達等計画書〔車検証等を添付。予定の場合は、引受証明書等を添付〕 ⑧構成員ごとの委託業務経歴書〔契約書の写しを添付〕 ⑨廃蛍光灯処理施設の所在地と運搬手段を示す書類 ⑩蛍光灯の処理・資源化方法を示す書類 ⑪誓約書・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員等を確保の上、必要書類等を提出し、 適正に業務を履行することを誓約するもの。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するもの。</p>			
支払条件	前金払	しない	部分払	する（12回以内）	
最低制限価格制度	該当【率】				
備考	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度横浜市各会計予算が令和7年3月31までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。 最低制限価格未満の入札をした者の再度入札は認めません。 				